

令和3年度 第3回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和4年(2022年)1月24日(月曜日)
10時00分から12時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県大津合同庁舎 7階7-D会議室
- 3 出席委員
現地出席 石野委員、大橋委員、大平委員、岡本委員、崎山委員、谷口委員、
田村委員、山根委員
オンライン 齊藤委員、初古委員、田中委員、馬場委員、山下委員
(五十音順、敬称略)
- 4 内 容
(1)開会
(2)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について
(3)閉会
- 5 議事概要
○ 事務局より、資料1および別紙の説明

(委員)

それではただ今説明いただいた資料について議事を進めたいのですが、資料1は10個の意思疎通手段、支援方法について書かれていまして、一つ一つということであったり、ご自由にとりうふうなことになるとう議論が散漫になってはいけませんので、いくつか区切って御意見をいただければと思います。

まず、主に視覚障害者の意思疎通手段である点字についてですが、それでは当事者である委員に補足の説明等をしていただけますでしょうか。

(委員)

点字について話をしますと、とてもこの時間では終わらないのですが、確かに、点字そのものは、我々にとって、まず勉強すること、私たちの仕事である、按摩、マッサージ、鍼灸等の免許を取得するために勉強しました。それがかなり大きな力になります。

現在ですと、確かに、音声で聞くとか、パソコンで見るとか、そういうこともしている人もいますが、やはり勉強となりますと、自分で読んで、そして書いて、ということが大事なと思います。

そういう意味でも、点字のおかげで人生で大きく成長したといえますか、そういうことはいえると思います。

この意思疎通の中で勉強したことも大事なんです、その他に、手紙のやり取り、ラブレターを書いたり、ファンレターを書いたり、そういう友達が本当に多かったです。

「人生は楽しいなあ。」「こういう付き合いもできるんだ。」「こういう方とのお話でも自分の気持ちが伝わるんだ。」ということで、点字の存在は大きかったと思います。

それから点字で勉強してきたこととして、特に女性でしたら、料理を作るレシピ、それから編み物をするこも、点字で何回も何回も読みながら勉強していったということがあります。そういうところで趣味を大いに生かしていくということもできたと思います。

最近では、カラオケのため、本になるぐらい歌詞カードを作っている人もいます。それを持ってカラオケ店に行って、楽しんでいるという人も多いです。

それから中途の視覚障害がある人になりますと、視覚を失って、人生終わりなんだと思って、長い人でしたら5年以上も自宅に閉じこもっているという調査もありました。

そういう人が読書をしたりとか、まず音声で情報を知るわけですが、点字という存在を知りました。点字で選挙に行こう。点字を少しでもやったら選挙ができるんだ。政治に参加できる。人間として認められるんだ。参政権を得た。人権を得たということで、大きな自信になって、それ以降の第2の人生を歩んでいるという人も最近は多く出てきました。

「うれしいなあ。点字を自分で打って投票できた。」

よく投票所へ行きますと、「私を書きますよ。」と選挙所の方が来られるんですが、「どなたですか？」と大きい声で訊かれるんです。「ええ？これでは、みんなに丸聞こえやなあ。」という感じを受けたりして、自分で自分の意思を表して、その投票用紙を投票箱に入れる、これほど大きな社会参加はないんです。これで大きな自信を得た、という方は多くいまして、本当にうれしいことだと思います。

点字の持つ意味が大きいということをお伝えしていきたいと思います。

本当に簡単などころでまとめました。よろしくお願いします。

(委員)

はい。ありがとうございました。

点字の持つ意味、体験から、意思疎通を勿論のことだけれど、生活の幅を広げていくことであるとか、自分自身が人間として認められる一つのツールであったということが語られていました。

(事務局)

資料1の【インタビュー】について対象者氏名の誤字訂正（佐谷→左谷）

(委員)

他に、点字について御意見ございますでしょうか。

はい。委員、どうぞ。

(委員)

一つ反省があります。

何かと申し上げますと、見えない方に名刺を渡すときに、点字を付けていませんでした。点字を付けた名刺を作らなければならないなあと反省しております。

それとは別に、韓国では、手話言語法があります。点字法もできています。点字法は2016年8月に制定されました。新しい法律だと思いますけれども、情報の一つとして提供しました。

(委員)

はい。ありがとうございます。

他に、点字に関してございますでしょうか。また、点字のことで御意見があれば、後で出していただければと思います。次に移りたいと思います。

次は、主に、聴覚障害者が使う手話、要約筆記についてですが、委員から補足説明をお願いします。

(委員)

私が今回作成した資料「私たちの思い」とは別でということでしょうか。

(委員)

作っていただいたものを説明いただくということです。

(委員)

発言の時間をいただいて、ありがとうございます。

事務局から資料をもらったのは先週木曜日夜だったと思います。読ませていただいて、慌てて資料を作ったんですけれども、間に合って、委員の皆さんにお渡しすることができました。当日配りました資料もありますので、後から説明します。

前からずっと言っておりますけれども、自由に暮らせるまちづくりの視点からということで、「障害の特性に応じたコミュニケーション手段、意志疎通支援の総合的な政策」、「言語としての認知や行政等が手話言語と音声言語の平等を図るための措置といった政策」という基本的なスタンスに変更はありません。

条例の制定について、滋賀県ろうあ協会と滋賀県手話通訳問題研究会で意見書（健康福祉部長、協議会会長宛）を提出しました。昨年12月28日ですね。条例制定の方向性ですが、情報コミュニケーションに関する条例と手話言語に関する条例を別立てにして、条例で規定するものと、施策で対応するものの具体的な検討を要望しています。

今日の資料について事務局から説明がありました。資料に載せていないものについて私たちが調べました。こちらの資料ですね。

『きこえない・きこえにくいお子さんを持つママ・パパへ』というリーフレットがございます。皆さんにもお配りしているかと思えます。オンラインで参加されている方にお配りできていないのは残念なんです。これは、聞こえない子どもを持つお父さん、お母さんの苦しみや悩みについてサポートするようリーフレットです。

そして、こちらの『手話・言語・コミュニケーション』は日本手話研究所が発行しています。滋賀県立聾話学校の西垣教諭が研究して、滋賀県における手話の変遷を中心にかなりページの分厚いものを発行しています。皆さんにもコピーしてお配りしたかったんですが、かなりのページですので、表紙だけです。

それと『わが指のオーケストラ』ですね。こちらの本も、漫画ですがとてもわかりやすく、なぜ手話の歴史がこうなったのか、なぜ手話を認めなかったのかということも書かれている内容になっています。

皆さんにお配りしました『湖国の手話言語』という書籍もあります。昨年の夏に滋賀県ろうあ協会で作ったものです。非常に使いやすい本になっていて好評を博しているそうです。滋賀だけで使われている手話がたくさん載っています。昔の手話と今の手話の違

いなど、非常にわかりやすく、イラストで載っています。

例えば、「ごめん」という言葉があります。滋賀だけの特徴的な手話があります。私の手話を見てください。頬っぺたをこういう形で押さえつけるという手話が「ごめん」という手話です。滋賀県独特の手話です。これは、口話教育が厳しい滋賀県において、発生がうまくできない場合、先生が頬っぺたをぶつんですね。だから子どもたちは怖い。子どもが先生から身を守るために「ごめん」という手話ができたとある歴史があります。そういう悲しい歴史が含まれた手話です。

私も小さい時から、手話を使うと、周りから白い目で見られて、悔しい思いをしてきました。今は手話が普及して本当に良くなったのですが、去年、オリンピック・パラリンピックがありましたね。閉会式に手話通訳と字幕がありました。手話通訳挿入や字幕のついた番組を視聴者の一部が「邪魔だ。省いてほしい。」という声があったと聞いています。今どきにまだこういうことがあるんだと事実があります。

なぜ手話が認められないのか。歴史の話をするとな非常に長くなりますが、きっかけは1880年、国際聴覚障害者教育会議でした。ミラノで開催されて、そこで手話を認めないというような議決がありました。その後、日本も影響を受けて、手話が禁止になったという歴史があります。

ミラノ会議で決まって以降、130年経って、ようやく同じ国際会議の場で、手話が必要であるということが認められました。その背景には、障害者権利条約が採決されたことが大きく影響しています。

言語は手話言語と音声言語があります。それは平等であるということを中心にイラストで載せています。教育面を考えなければなりません。鳥取県では、教育に力を入れています。その事例を載せています。

それから三重県も同様です。「条例の基本的事項はこう考える」というページの②～⑥にざっと書いています。例えば、「手話を使う」ということは、情報コミュニケーション条例ができれば明記されるのではないかと思います。手話の言語性とは別の話になります。

それからこちらの図です。大変専門的な図になりますが、わかりやすく言いますと、例えば、「コロナ」「オミクロン」「デルタ」という手話があります。これらの言葉は誰が考えたのかと言いますと、WHO、世界保健機構が発した言葉ですね。それに合う手話はありません。「コロナ」という言葉が出てきて、「コロナ」という手話を作ります。「コロナ」「オミクロン」「デルタ」と立て続けて言葉が出てきて、手話がないと表せません。手話研究所というところがありますので、どういう手話が適切かを決めて、全国に発信します。それは手話言語としてアクセスに繋がるわけです。

今日お配りした資料です。青森県のリーフレットです。障害福祉課が作ったポスターです。これは手話言語条例と情報コミュニケーション条例を分けています。参考に「青森県障害者の意思疎通手段利用の促進に関する条例」と「青森県手話言語条例」について、県民に向けてパンフレットを作ったものです。

それから富山県手話言語条例のリーフレットを委員の皆さんにお配りしました。これは非常にわかりやすいです。事務局の資料になりますが、愛知県に一体型の条例があります。平成28年に作ったものです。それ以降は、秋田県や岐阜県以外に広がっていません。愛知県の条例を全て読みましたけれども、手話言語の専門性に関して漏れているなあと感じています。愛知県障害者施策推進協議会の議事録がここにあります。皆さんにはお配りしていません。平成27年から28年までに議論された内容を読みますと、2つの

異なるものを1つの条例にする難しさはあると発言されています。

定義や目的も、無理に2つを統合しようというような意図を感じます。結局、2つの考えを一体型にしました。残念なことに、条例の名称と条文との整合性が曖昧で、特に言語性の認知が言及されていません。手話に関しては普及、理解促進のみの施策になっています。ということで、やはり別立てのものを作った方がいいのではないかと改めて思いました。

私の話が長くなって申し訳ありません。今日は、傍聴にろうあ協会の会員、手話通訳者の方もたくさん来てくれています。ありがとうございます。

以上です。

(委員)

はい。ありがとうございます。他に御意見や御質問等がございましたらと思いますが、時間に限りがありますので、お一人くらいでと思いますが。

(事務局)

はい。委員の皆様、この協議会ですけれども、障害者基本法に基づく県の附属機関です。委員の皆様一人一人が地方公務員の特別職ということで、正しい情報をもとに、適切な判断をいただけるようにということで、事務局の方から、富山県条例、愛知県条例について少し補足をさせていただきます。

富山県条例はわかりやすいというお話がございました。一方で、条例については作った後、それに基づき何をするのかということが重要になってきます。この点、富山県の単独条例には大きな課題がございました。

まず、富山県条例の検討委員会の構成ですが、障害当事者や支援者の委員7人のうち、6人を聴覚障害や手話関係の団体の委員が占めていました。そして、全日本ろうあ連盟の副理事長を中心に検討が行われ、内容がわかりやすいということでしたが、この条例の中身は、全日本ろうあ連盟が提案する条例のモデル案にほぼ沿った形になっております。

私は先程「課題」と申し上げました。委員の資料にも、資料の最後のページの左下の方に小さくあるのですが、富山県は手話単独の条例で、第16条に必要な財政上の措置を講ずるとということが定められています。また、第17条で、施策推進のため、手話に特化した手話施策推進協議会を設置するということになっています。

この結果、どうなったか。

富山県は、条例施行にあわせて、手話に関する新規事業720万円が新たに予算化され、手話の施策は大きく進みましたけれども、手話以外の意思疎通手段については、現在のところ、条例化も、条例に基づく財政措置も進んでいません。

そして愛知県条例です。愛知県条例につきましては、聴覚障害者だけではなく、視覚障害者、知的障害者、自閉症や難病といった幅広い当事者団体と一緒に検討が行われました。「手話の言語性は大切にしつつも、手話以外の意思疎通手段をこれほどまでに幅広く対象とした条例は、当時、都道府県レベルではない。」と言って、研究者からも評価されているものでございます。

愛知県は、手話言語の普及のほか、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の促進のために財政上の措置を講ずると定めておりまして、条例の推進母体も幅広い当事者団体から成る専門部会を設置しています。

手話だけでなく、障害の特性に応じた多様な支援策の充実を進めているということでございます。

事務局として、正しい情報に基づいて、委員の皆様にご判断いただくために、富山県条例、愛知県条例の成り立ちと現在について、御説明、補足をさせていただきました。

以上です。

(委員)

はい。他に御意見等ありますでしょうか。ちょっと時間が押してきましたので、お一人だけでもありましたらと思いますが、よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、主に盲ろう者が使う、指点字・指文字・触手話についてですが、視覚に障害があるということで二度目になりますが、委員に補足説明をお願いできますでしょうか。

(委員)

やはり盲ろう者というのは、視覚障害プラス聴覚障害ということになりますので、我々以上に苦労が多いと思います。それだけに余計に意思疎通の時間がかかります。そしてまた、両方が理解するのに時間がかかります。情報を取得するためにも、もう一つ大きな障害を持っているということで、私は、そうした中でも、一生懸命情報を得ようとされている姿勢に敬意を表し、日々暮らしています。

確かに、今、コロナ禍の中で、状況がかなり厳しいということがよくわかります。指点字にしても、触手話にしても、触れなければわからないという人も多いですし、お互いの手を持ちながら、点字のタイプライターというものがあるのですが、両手で人差し指、中指、薬指をタイプライターに見立てて打っていくのが指点字なんです。相手の同じ指に触れながら、意思を伝えていくということで、触れ合いながらということが、現状、大変苦しいということになっています。

でも、やはりその中で、情報を伝えていただく、その温かみ、指の強さ等で、こういうことが言いたいんだなということが非常にわかります。

本当に人とのつながりを感じているということ、私も少し指点字を習いましたけれども、「あっ、こういうことなんだな。」ということをよくわかったと思います。

これも詳しく話し出すときりがありませんので、本当にうれしいということだけ伝えておきます。ありがとうございます。

(委員)

はい。ありがとうございます。他に御意見等ありますでしょうか。

盲ろう者の指文字や触手話等についてありませんか。なければ次に行かせていただきます。

次は、主に知的障害者や自閉症者が使うマカトン、PECS、あるいは医療的ケア児等が使います重度障害者用の意思伝達装置、また自閉症者の意思疎通を支援するプログラムである TEACCH について入っていきたいと思いますが、まずマカトンについて、知的障害者の関係団体である育成会の委員から補足説明をお願いできますでしょうか。

(委員)

マカトンにつきましては、指導していただける指導者が本当に少ない。そういう部分

で、まだまだ教育の場では、マカトンを教育していただくという機会が少ないです。

マカトンを利用している方にお聞きしますと、時間がかかりかかるといことで、小さい時からマカトンを教育していき、生活に取り入れていくためには、親や支援をして下さる方が、マカトンを勉強していかないといけない。マカトンを習得しようという熱がないと難しいです。

勿論、意思疎通ということでは真剣に勉強していきたいし、周りの者も何とかしたいということがあるのですが、教育の場でお願いしたいところがございます。

次の PECS や後で出てきました TEACCH ですが、TEACCH は今のところ、特別支援学校や地域の特別支援学級でも使うところはあります。

ただ、PECS につきましてはこれを利用している方が少ないという現状があります。

マカトンにしても PECS にしても TEACCH にしても、まず時間がかかります。またそれを理解する当事者が感じないと、言語として、コミュニケーションとして成り立ちません。

委員は「手話を教育の場で」という思いを持ってらっしゃると思いますが、同じように、「知的障害者についても教育の場で」という思いがあります。

マカトンの身振り手振りが、手話を 7 割程度取り入れているというところでは、まだ簡単に表現できるというふうに思っていますが、知的障害のある方は理解するということが一番の障害になっているというところで、時間のかかるものだということをお理解いただけたらと思います。

以上です。

(委員)

はい。ありがとうございました。

時間がかかるといことだったり、実際に教育の中でも使われていないということがあつたりして、どうしても広がっていかない、必要なんだけども広がっていかないということであるとか、あるいは、難しい、教育する人がいないという高い課題というか、高い山があるというような御趣旨の発言だったかと思ひます。

他に、それぞれの関係団体のところからでも構いませんので、どなたか。

(委員)

今、委員がおっしゃったように、私たちは、成人して学校を卒業してから支援をさせていただいている事業所の立場から言ひますと、御説明があつたマカトンや PECS 等を習得されて、この方のコミュニケーションとしてはこのツールを使ってくださいとか、TEACCH もそうなんです、これを使うと本人さんがよく理解できますといことを伝えていただひているケースというの、おそらく私たちの事業所にいらっしゃる方の中でも、多分 1 例とか 2 例です。学生時代から、親御さんも一生懸命取り組まれて、それを持って社会に出てこられる方くらいなのかなと思ひます。本人さんの意思をどう汲むかといことは、ずっとずっと、何年かにかけて手探り状態ながらに続ひているというケースもあるのですが、やはりどうやって本人さんの意思をしっかりと把握するのかが日々の課題で、一番大きなところなので、こういった条例が進むことで、先程話のあつた教育の場でもそうですし、あとは伝える側の研修であつたり、伝える側への支援体制という部分も、条例ができることで何かできるかといひのではないかとお話を聞いて思ひました。

以上です。

(委員)

はい。ありがとうございました。

知的障害については、先程の委員の御発言も含めてですけれど、意思決定とか意見表明については、支援側の方が手探りの状態で一番の課題なんだということでした。

条例が進む中で、一番の課題のところ、支援する側がしっかりその辺りのスキルを上げて充実する中で、支援体制が豊かになるようにならないか、そう願っているという御発言だったかと思います。

あと一人くらい御意見ありましたらと思いますが、いかがでしょうか。どなたかございませんか。

それぞれの立場のところで、今まで出た意思疎通のことや困難さについて御意見がありましたらお願いします。

(委員)

視覚障害で困っているということについて、困っていることをお話させていただきますと、ボランティアに託している部分が非常に多いです。ボランティアの方に無償でしていただいていることが非常に辛いということがあります。

予算に絡む部分が多いので当然なのですが、ボランティアに係る部分、今の時代、特にボランティアに頼っているところが苦しいです。

そのボランティアも年齢を重ねていっておられますし、さあすぐに点訳ができるか、音訳ができるかと言いますと、なかなかできないのが現実です。そういうことが非常に苦しいと思っています。

もう一つ、意思疎通で思うのが、点字・音訳等々がございますが、近頃は、マルチメディア機器が多く出てきました。それをうまく活用できる技術を得ないといけません。それも大変なことです。私は iPhone とか携帯電話ですら上手に使いこなせませんし、そういう機器を上手に使いこなせる状況を作るためにも、使いこなす勉強の場の提供について、今、少しずつ取り組んでいます。なかなか県内の視覚障害者のすべての要求に応えられる状況にありません。そういう機器を使いこなすことにも苦勞しているという現状を伝えさせていただきます。

(委員)

他にありませんか。

(委員)

先程から教育面について色々議論がありましたが、条例は教育と切り離すことができないと思います。必ず教育が関わってきます。

青森県の場合、資料でわかりやすく図が載っています。青森県はわかりやすく条例を二つに切り離して考えています。教育の面についても、学校等設置者というのがあります。意思疎通支援について研究・学習をするということと、手話を学習するということは別になります。それぞれ研究等について今までやっていることもあるかと思いますが、研究しているところは効果があったと聞いています。手話言語について、皆さんに理解していただいているとは思いますが、職員に対して正しい情報、またはコミュニケーション

ョンをどうするか、手話とは何なのかを教職員にきちんと学んでいただかないといけませんと思います。

そういう意味でこれからの進め方ですが、ワークショップが必要ではないかと思っています。ワークショップは意思疎通支援、手話言語、この二つのワークショップを同時に進めていく方がみんなにわかりやすいのではないかと思います。

第1回協議会でもお話ししましたが、そういう方向性も考えていただければと思っています。

(委員)

はい。ありがとうございます。

コミュニケーションとその教育面を切り離せないということであったり、その辺りを色々な意見を含めて議論を深めていく、あるいは具体的にしていくためにワークショップという提案もあったかと思っています。

あと、どうでしょうか。

(委員)

今日説明のあったコミュニケーションをとるためのツールについて、色々なツールが発見されていると思いますが、発達障害や精神障害というのは、認知のゆがみというのがあります。自分では良かれと思ってやっているんですが、相手にとってはすごく不愉快な思いをさせてしまいます。「困らせる人」じゃなくて「困っている人」というとらえ方をしてほしいというお願いをしていますように、そういった多様性をもっと深めていく。良好なコミュニケーションを行うためにも、相手の人の特性をよく理解して、障害がある人もない人もお互いに属性を乗り越えて、良好なコミュニケーションを進めていくための努力が必要なのかなと思います。

それから、周りの人に「発達障害を理解してくれよ。」と。言い訳じゃなくて理解してほしい。困っているんですということだけじゃなくて、ソーシャルスキルトレーニングを大人になっても受け入れる場を作ったりすること等が必要だと思います。中学生までとか、高校生までは市町の発達支援センターなどで支援があるとは思いますが、大人になっても、子どものときの状況から、こういうところで困っている、コミュニケーションの仕方がわからなくて困っているという SOS の出し方を教えるためにも、ライフステージを通じた支援が必要ではないかと思っています。

(委員)

はい。ありがとうございます。

発達障害とか精神障害の方の場合、TEACCH だとか PECS だとかということも、なかなか一長一短のところもあるし、それよりかは自分の困っていることを普通の表現ではない表現で周りを困らせる形になってしまうということもあって、どういうふうな形で表現したらいいのかということでも教育の役割は大事なんだけど、それが学齢期で切れてしまって、大人になってからはトレーニングを受けるところもないということでは、なかなか厳しい状況があるというお話でした。

そういう多様性、一人一人の多様性や障害特性や、それぞれのニーズを含めたところに出てきている表現を受け止められるような、あるいは、それをしっかり周りが理解するような支援体制を作っていただきたいというお話だったかと思っています。

意思疎通というところではなかなか難しい障害であるがゆえに、そこをどうつないでいくのか、つながっていくのかというお話だったかと思います。

他にどうでしょうか。

(委員)

私は意見というよりも感想的なことになってしまいますけれども、今日、この場で、滋賀ならではの共生社会づくり条例の中で目指す姿、こういう社会を作りたいということは、それぞれの障害のある当事者の方もみんなが持っていて、具体的に表してみると、具体的な言葉が出てきます。

それを実現していく、大変大きな要素としてのコミュニケーションについて、共生社会の中でコミュニケーション条例を作り、お互いの心のバリアフリーと言いますか、障壁をなくしていくという、コミュニケーションという基礎的なことに関して、社会の側からその障壁、壁となっていることを取り除いていこうという条例を検討するということは理解しておりました。

その具体的なコミュニケーション手段として、実際に使われているものがある、大事にされているものがある、コミュニケーション手段としては開発されているけれども、なかなか馴染んでいないものがある、普及していくということが難しいものがあるという、多様なコミュニケーション手段を知りえたということで、もう一つ、開発されている道具とか、ツールというのは、今日全部は紹介いただけない分野だというふうに思いました。

私は今日お聞きする中で何を考えたかと言いますと、社会福祉協議会は、地域の中で色んな方が集える居場所を作っていこう、居場所が相談につながるようにしていこうということを行っています。

それからコロナ禍で言いますと、生活にお困りの方に必要な支援を届けようとしています。まず情報を届けないといけません。私たちが陥っている困難は、それぞれの方に必要な情報をお伝えする説明の仕方とか、それをどうお伝えするかという方法のところ、なかなか工夫ができずに、必要な方に情報がお届けできずに今に至っているということがあります。

説明が難しいこともありますし、手話で届けるための工夫ができていないとか、知的障害のある方にこのことをお伝えしやすくするための工夫ができていないとか、様々にあります。

そういう工夫しないといけないことが様々にあると思います。まず一歩、様々なところを、こういうことをしっかり基本的小さくおさえて、こういう手段がある。施策としては、それぞれ必要なことを進めていくために展開をしていくという、最初の一歩のところは、多様なお一人お一人大事な方ではあるのですが、一歩でも、小さくでも前に進む形で条例が進むといいなと思いました。他人事ではなくて、私たちも支援者の一人として、それをきっかけに学び、伝えていかなければならないと思いました。

大変抽象的なことですが、以上です。

(委員)

はい。ありがとうございます。

他にありますか。

(委員)

こういう会議に出させていただいて、視覚障害だけでなく、色々障害を持っておられる方は、情報を伝える、またコミュニケーションをとるところで苦労されているんだということを、同じ障害者であっても理解できていなかったということが情けなく思いますし、また、こういう場を与えていただいたことをうれしく思いました。

そういう中で、やはり情報コミュニケーション条例について、滋賀県独自のものを作ってください、障害者がいかに情報が大事なんだ、情報を得ることによって、またコミュニケーションを持つことによって、人間形成ができていく、人生を楽しく生きられる、ということが、本当に大事なことなんだということを県民に訴えるということが大事なんだと思いますので、私は当初から言っていますが、一本化（一体型）の方向で、障害者が全部まとまって、そういうことを社会に、県民に訴えていこうということを、今、特に力強く思いました。

以上です。

(委員)

それぞれの障害者のところで意思疎通手段の現状と課題みたいなことが出されたところで、その具体的な障害のところでのコミュニケーションの実態とか、あるいは、意思疎通や、あるいは生活そのものの実態みたいなことも、一定、相互理解ができたのではないかというふうに思っています。

御意見の方は、滋賀県で策定すべき条例の形はどうか、内容はどうかという意見がポツポツと出されていますので、そちらの方の御意見を伺ってまいりたいと思います。

それでは、これまでの御意見を踏まえて、滋賀県で策定すべき条例の形、内容について、御意見がございましたらよろしくお願いします。

(委員)

委員が先に表明していただいたので言いやすいというか、知的障害のある方として、委員の中にも、委員がいらっしゃいます。

知的障害の当事者ということで参加をしていただいていますけれども、本当に軽い知的障害の方です。知的障害というのは、本当に幅がすごく広くて、言葉がない、または、表現ができないという重度、最重度の知的障害がある方がいます。

手話を例に挙げて申し訳ないですが、手話の理解をするということも、先程のマカトンを理解するというのも難しい知的障害の方はいらっしゃいます。

今回の条例に関しては、そのすべての人に対しての条例でないといけないと思います。

一番先に御挨拶にもあったと思いますけれども、SDGsの「誰一人として取り残さない」という思いは、必ずこの条例に組み入れなければならないと思います。一つのところを特化するところでは、一番先に知的障害の方が取り残されてしまいます。これは断言できると思います。

だからそれを一つの特化ということではなくて、一つの大きな条例を考えていただきたいというのが、私の願いでございます。

以上です。

(委員)

はい。ありがとうございます。
他どうでしょうか。

(委員)

私は生まれたときは聞こえていました。3歳のときに失聴しました。ストレプトマイシンという薬を打ったために失聴したわけです。学校に入るまでは手話は全然知らなかったです。家の周りの聞こえる子どもたちと一緒に、何も感じずに遊んでいました。そして自然に簡単な言葉を覚えていきました。言葉の意味はわからないですけども、身振りを見て、こういうことなんだなということで推し測って覚えていました。

手話を覚えたのは学校に入ってからです。手話を覚えたと言っても、学校の先生が教えてくださるわけではありません。クラスメートらと、先生が見ていないところで、こそそと手話をするのを身につけていったわけです。それが手話の獲得方法でした。

手話の獲得と習得は別ですね。獲得というのは同じ仲間から学んだというわけです。ろう者はみな同じだと思います。学校にいたとき、厳しい口話教育でした。手話も認められず、とても苦しい思いもしました。

ノーマライゼーションという言葉ありますね。その言葉は、例えば、聞こえない人が筆談があればできるんだ、身振りがあればできるんだ、意思疎通ができるんだ。例えば、老人ホームに入ります。周りは聞こえるおじいさん、おばあさん。ノーマライゼーションという言葉がありますが、蓋を開けてみると、1年、2年、3年、どんどん隔離され、孤独になっていくんですね。というのも、手話で話す相手がいないわけです。やむなく鏡に向かって手を振って、鏡としゃべっている。そのような実態があるわけですね。結局は寂しいまま、孤独な思いで亡くなっていく。そのようなことが数々あるわけです。

高齢で教育さえも受けていない。ずっと相談活動をやっていますけれども、そういう人たちと関わっていく中で、知的障害を併せ持っている方もいます。視覚障害を併せ持っている方もいます。ですけども、手話を獲得していれば、やり取りができるわけです。

総合的な条例というのは行政にとってメリット面もあるんでしょうけれども、デメリット面もあるわけです。手話言語はやっぱり大切にしたいですね。くどいようですが、別立型の条例を望みます。

(委員)

あと、他にどうでしょうか。

(委員)

私は障害当事者ではありませんし、障害を持つ子どもを持っているというわけでも今はないということですけども、誰もが暮らしやすい社会を作りたい。そのために、滋賀県として良い施策を作って進めていっていただきたいと考えている者の一人として、一つ意見を言わせていただければと思います。

ここは施策推進協議会ということですので、基本的に県がどういう施策をするのかということに対して、色んな者が意見を言って、それを根拠に施策を進めてもらうというような会と理解しています。

また、条例を作るということは、さらにそこを強固な根拠を持って進めていただくということのために条例が必要なんだろうというふうに理解をしています。

その中で今回の議論ですが、一つは、そもそもとしては権利条約からつながる話だと思いますが、障害者基本法に、「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」ということが書いてあって、それを具体的にしっかりと進めていかなければならないということのために、今、議論されているのかなと、そのために条例化も必要なんじゃないかなと、そういう議論だと思っています。

そういう意味でいくと、やはり一つは、コミュニケーション。情報がしっかりと誰に対しても伝わっていくということと、コミュニケーション手段というものがしっかりと保障されていくということとをどう進めていくのかということが一つの大きな課題であったときに、これはそれぞれの障害特性に応じて、そこが阻害されていることを解消するという意味では、共通の課題であって、共通の解決をしなければならない事柄であると考えています。

もう一つは、今日の委員のお話にもあったように、また、委員の資料の中にもあったとおり、「手話がろうあ者の母国語である」という表現については、これはとても大事な表現であると思っていますね。

その「母国語である」、「言語である」、「言語性」という表現もされていらっしゃいますけれども、その意味というものを私なりに、別に言語の専門家ではないので私りの理解でしかないのですが、やはりそこに文化があるんだろうなあと思うんですね。やはり聴覚障害があるという特性から生まれた言語、そこには日本語をもとにしない独特の文化というものがあって、それがとても大事なものであるので守りたいというお気持ちがあるということとはとても理解できる部分だと感じているところです。

そういう意味でいくと、それをどうしていくのかを考えたときに、例えば、その文化を否定されるということが差別ということであれば、やはり差別解消という意味合いで何らかしかりそこを具体的に明記していく。具体的には、前回の会議でも少しお話ししましたが、滋賀県には「障害者差別のない共生社会づくり条例」というものがございしますので、そういったものの表記を改めて検討することによって、今申し上げたようなことが解消できる可能性があるのではないかとこのように考えるところです。

もう一つ、追加するとすれば、文化という意味合いでいくと、滋賀県には「滋賀県文化振興条例」というものがあり、その第12条には「高齢者、障害者等の文化活動の充実」というような条文があったりするんですね。

例えば、そういったところに、少し手話の言語性や文化性みたいなところについてしっかりと明記をしていくというようなことも一つの方法ではないかとこのように感じるということです。

以上のことから、ここで話し合っていく障害者施策の推進ということでは、情報コミュニケーションというところについて、全体で一つの条例を作るのが適切ではないかというのが、私の意見ということになります。

以上です。

(委員)

他にどうでしょうか。

(委員)

事務局の方に質問ということになります。が、条例の形ということで御質問したいんですが、今日、資料で出された資料1の点字から始まって、最後、TEACCHまでですね。各分野で説明していただいて、それはよくわかったのですが、条例の形になるとき、今日、資料で出された意思疎通手段について、愛知県条例の概要資料にあります「対象とするコミュニケーション手段」というような欄のところで、点字から手話、要約筆記、最後のTEACCHまで、定義という形で全部書くというイメージになるのでしょうか？

(委員)

委員の今の質問は、資料1に書かれているような中身は、全部条例等に書くのかということでしたか。

(委員)

点字などの内容等は当然条例には書かないと思いますが、点字、手話、要約筆記や重度障害者用意思伝達装置について、一つ一つ挙げて条例に書かれるんですかという質問です。

(委員)

はい。では、事務局、お願いします。

(事務局)

事務局からお答えします。

例えば、先程出ていました一体型の愛知県条例を例に出しますけれども、愛知県は、手話言語の普及のほか、「要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等」とか、「障害の特性に応じたコミュニケーション手段」という書き方をしております。

滋賀県で一体型にしたときには、細部についてはまた検討部会が設けられると思いますが、現在イメージしておりますのは、「意思疎通手段」ということで、具体的に例示をさせていただきたいと思っています。

(委員)

わかりました。

愛知県の場合、「重度障害者用意思伝達装置等」ですよ。どこまで具体的に例を挙げていくかは難しいところで、なぜ私たちの団体が大切にしている手法が条例に載らないんだという話はおそらく永遠に出てくると思いますし、そこが非常に大きな問題になると思います。

なので、コミュニケーション手段として全体像がはっきりしても、どこかでこの問題は出てくるんだろうなという思いがありますし、これも私自身の勉強不足からの発言なので御容赦いただきたいのですが、最後のTEACCHに関しては、その他のそれぞれの障害特性に応じた意思疎通手段とは意味合いが違ってくるのかなという気がして、色んな御意見があるとは思いますが、TEACCHが意思疎通手段であるということについてはどうなのかなあという思いがあります。

以上です。

(委員)

はい。では、事務局、お願いします。

(事務局)

はい。事務局です。

委員のお話は、TEACCH を意思疎通手段として挙げるのは適切ではないというお話だったかと思います。

事務局の説明でも、TEACCH について、「意思疎通手段そのものではないですが」と御説明させていただいております。資料1の表でも、2ページ目までは「意思疎通手段」と書かせていただいておりますが、TEACCH については「意思疎通支援」という表記にさせていただいております。手段そのものではないのですが、マカトンや PECS の取材においても、TEACCH で「構造化された教育」と言われているような、意思疎通を行いやしくする環境を整えていくことも必要ではないかというお話がありましたし、マカトンや PECS を用いる方々が、TEACCH を取り入れながらマカトンや PECS を用いているというお話がありましたので、一緒に紹介させていただきました。誤解を与えたようで、申し訳ございませんでした。

(委員)

ありがとうございます。よくわかりました。

(委員)

はい。あとお一人くらい御意見いただければと思いますが。

(委員)

皆さんのお話を聞かせていただきまして、その中で、私の立場から申しますと、難病患者の情報の取得方法は多岐にわたっていると思います。

前後するのですが、先程、委員がおっしゃっていたのですが、私たちの団体では、網膜色素変性症の方がいらっしゃって、その方は今では音声パソコンで投票していると聞いています。また、ALS の方がいらっしゃいまして、その方たちは、ペチャラとか伝の心という伝達機器を使われています。

コロナ禍において、今日のこの会議もそうですが、ZOOM で参加することができるようになりました。また、公共インフラの整備が進められ、昨年7月から電話リレーサービスの提供が開始されたと聞いています。

条例を策定するにあたって、手話言語を別立型にするか、一体型にするかの協議がされており、私自身はどちらがいいとは言えないのですが、手話言語に特化したものにしてしまうと、障害者の情報取得が多様化している現在では、情報コミュニケーションの場において困難をきたすのではないかと考えています。

今日において、テレビ中継で知事が登場される場面では、いつも手話通訳者がいらっしゃいます。手話言語は必要なツール、大切なものと県民は認識していると思います。

他府県の条例を参考にしつつ、手話言語を含む、対象としている意思疎通手段すべてを盛り込んだ、滋賀県独自の一体型の条例としてまとまっていくのがよいと思います。

以上です。

(委員)

はい。ありがとうございます。

たくさん御意見が出たわけですが、ここでまとめるということは控えておきます。事務局で整理をしていただいて、次回の進行に活かしたいと思っています。

そうしましたら時間もまいりましたので、一旦、議事はここまでということにさせていただきますたいと思います。

はい。委員、最後に。

(委員)

一つだけお願いがあります。

今までいろんな議論をしてきました。私は色んなことを熟読しました。事務局の資料もいただきました。資料をいただいたのは愛知県だけでした。それは公平ではないと思います。私は、他の県も含めて、2つ資料をお配りしました。青森県と富山県。私はこの資料を準備しました。そういう私の思いもわかっていただきたい。なぜそれを準備したのかという思いもわかってほしい。

手話言語条例を私たちが求めて、もう5年以上が経過しています。1万5千人以上の聞こえる人の署名があります。それを思うと、皆さんの御意見を聞いても、どう考えても一体型ではなく手話言語条例と情報コミュニケーション条例が必要だと思えます。

(委員)

はい。事務局、どうぞ。

(事務局)

事務局から1点補足させてください。

青森県条例につきましては、今日お配りになられたので、事務局では事前には存じておりませんでした。

事前に委員からいただきました「私たちの思い」の資料では、最後に富山県条例の概要があがっておりますが、愛知県条例については資料がついておりませんでしたので、公平を期す意味で、愛知県条例の概要については、事務局の方で追加をさせていただいたということでございます。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(委員)

事務局の説明はちょっと違います。

富山県は私が今日持ってきたものです。事務局は愛知県だけを用意したんですね。

(事務局)

事務局で申し上げますのは、委員が事前にデータで提出されました「私たちの思い」というパワーポイントの資料の最後のページ、ここに富山県条例の概要だけが載っております。

私たちが事前に把握していた資料というのは、このパワーポイントの資料でしたので、足りなかった愛知県の概要の資料をお付けしたということでございます。

(委員)

私が言いたいのは、愛知県の条例は概要を追加として載せています。富山県の条例は、概要だけで、リーフレットは載せていませんので、富山県のリーフレットは参考に思っ
て今朝に配布したわけです。

(委員)

はい。いいですかね。委員が言われることもわかります。

そうしましたら、今日の会議を受けて、それぞれの意見表明を受けて、また、具体的な
意思疎通の現状、課題、あるいは実態等を交流しながら相互理解を深めた上で、それでは
どうしていくのかということについて、今後の予定を事務局からお願いします。

(事務局)

本日は、長時間にわたり、議論いただきありがとうございました。

次回の協議会は3月を予定しています。

議題は、「滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について」と
「令和4年度障害福祉課当初予算概要について」を考えています。

条例の検討については、本日の協議会で皆様からいただいた意見を踏まえ、小委員会
では両論併記となりました条例の形について、協議会の結論をいただけたらと思います。

その前提として、第4回協議会の前に、委員の皆様へ意見照会をさせていただくこと
を検討しておりますので、その際は、御協力をお願いできればと存じます。

本日の議題は以上となります。

全体と通じて何か御質問等はございませんでしょうか。

それでは、本日の協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以上